

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

## 一 非嫡出子の相続税における取扱い 一

平成 25 年 9 月 4 日、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1」とする民法第 900 条第 4 号ただし書前段の規定は違憲とする最高裁の決定(以下、「違憲決定」といいます)がありました。この違憲決定を受け、非嫡出子の相続分の取扱いについて、国税庁では申告等の時期による取り扱いの違いを公表しましたので、今回はこれをご紹介します(嫡出に関する規定の内容については、前回のタックスレビューをご参照ください)。

### 1. 平成 25 年 9 月 4 日以前に相続税額が確定している場合

平成 25 年 9 月 4 日以前に申告等により相続税額が確定している場合には、非嫡出子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 として計算することになります。また、非嫡出子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 として計算した事由のみでは、更正の請求はできません。

### 2. 平成 25 年 9 月 5 日以後に相続税額が確定する場合

#### (1) 平成 25 年 9 月 4 日以前に確定していた相続税額が異動する場合

##### ① 更正の請求又は修正申告の場合

平成 25 年 9 月 4 日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年 9 月 5 日以後に、相続人が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由等により、更正の請求書もしくは修正申告書を提出する場合は、改めて相続税額を確定する必要があります。これらの新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出子と非嫡出子は同じ相続分として、更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

##### ② 更正又は決定の場合

平成 25 年 9 月 4 日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年 9 月 5 日以後に、税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正又は決定を行うときには、上記①と同様、嫡出子と非嫡出子は同じ相続分として、更正又は決定に係る相続税額を計算します。

#### (2) 平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合

##### ① 期限内申告又は期限後申告の場合

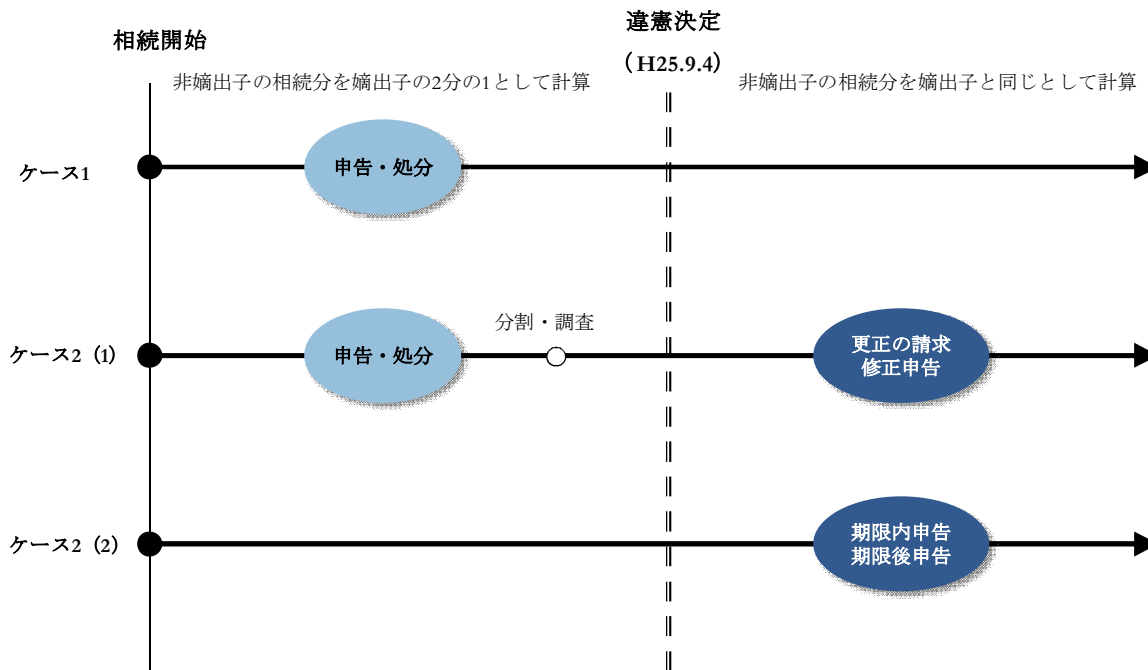
平成 25 年 9 月 5 日以後に、相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合には、嫡出子と非嫡出子は同じ相続分として、期限内申告又は期限後申告に係る相続税額を計算します。

##### ② 決定の場合

平成 25 年 9 月 5 日以後に、相続税の申告書を提出する義務があると認められる相続人が、当該申告書を提出

していなかったことが明らかとなった場合には、嫡出子と非嫡出子は同じ相続分として、決定に係る相続税額を計算します。

上記の説明を簡単な図で表すと以下のとおりとなります。



【出所】国税庁ホームページ:相続税法における民法第 900 条第 4 号ただし書前段の取扱いについて(平成 25 年 9 月 4 日付最高裁判所の決定を受けた対応)Q&A の図より

申告等により相続税額がいつの時点で確定するかがポイントとなります。非嫡出子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 にするかどうかについては、納税者が任意で選択できるわけではなく、申告等の時点によって確定します。従って、誤って相続分を適用すると誤った相続税額となり、後の税務調査等において指摘・否認される可能性がありますので、十分注意が必要です。

### 【消費税率の引き上げ】

平成 25 年 10 月 1 日、安倍首相は現行 5%の消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 8%へ引き上げることを表明しました。今後、様々な取引に関して 5%か 8%のいずれの消費税率を適用するか、判断が難しい取引が発生すると思います。次回以降の本タックスレビューにおいて、5%か 8%か判断の難しい消費税率の適用について、適宜ご紹介していきたいと思います。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

## ネクストウィル・タックスレビュー Vol.36

発行日:平成 25 年 10 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



### 【参考文献】

- 国税庁ホームページ
- 税務通信 3280 号

### 【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

### 【事業概要】

- 法人アドバイザー事業  
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業  
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業  
M&A アドバイザリー業務、財務デューデリジェンス業務  
企業価値評価業務、事業再生支援業務